

財政規律に関する各国の制度概説、関係法律等の翻訳を掲載
「財政ガバナンス」の特集号を刊行しました
国立国会図書館ホームページから全文をお読みいただけます

国立国会図書館調査及び立法考査局は、我が国の国政課題の参考となる諸外国の主要な立法をその翻訳とともに紹介する『外国の立法』（季刊版・月刊版）を刊行しています。

263号（季刊版、2015年3月刊）は、「財政ガバナンス」の特集号です。主要国等の予算制度や財政を規律する取組を概観し、関連する法律を紹介します。



■特集「財政ガバナンス」刊行の背景

「財政ガバナンス」（国や地方自治体の財政規律を確保する仕組みや手段を指します。）を強化する諸制度は、1990年前後に財政赤字を背景として多くの国で導入され、2008年の金融危機後に従来の制度を強化する形で新たな立法が行われるという段階的な発展過程が見られます。これらの近年の法制度を評価する上では各国とも未だ実績の積み重ねが必要な状況ですが、各国の制度化の方向性には、一定の普遍性や共通性を見てとることができます。

国と地方をあわせ、対GDP比200%を超える先進国最大の債務残高を抱え、将来の世代のための財政再建が最重要課題のひとつとなっている我が国にとって、これら諸外国の立法例はその背景や効果も含め、参考になる点が多いものと考えられます。

■主な内容

本特集では、アメリカ、EU、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、韓国、中国及びオーストラリアについて、財政ガバナンスに関する主要な法制度を紹介します。それぞれ、予算制度の概要、財政規律に関する法制度の背景、特徴、ガバナンス強化の成果等を概説するとともに、関係法律等の翻訳を掲載しています。

■『外国の立法』の入手方法

国立国会図書館のウェブサイトにてPDFファイルを掲載しています。

国立国会図書館トップ>国会関連情報>『外国の立法』

<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/index.html>

※冊子版の入手については、日本図書館協会（03-3523-0812）にお問い合わせください。

■報道機関の方のお問い合わせ先

国立国会図書館 総務部総務課広報係
03-3506-5103（直通）